

練馬区地下室等設置に係る浸水対策指導要綱

平成 28 年 3 月 1 日

27 練都建第 10328 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築主等が地下室等を設置する際に、浸水被害の発生の防止に係る対策（以下「浸水対策」という。）に関し、練馬区が当該建築主等に対して情報提供、啓発および指導を行う上で必要な事項を定めることにより、集中豪雨等の際の建築物への浸水被害の発生を防止し、もって区民の生命および財産を保護することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、次項に掲げる用語を除き、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）で定める用語の例によるものとする。

2 つぎに掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地下室等 建築物の周囲の地面もしくは道路面より低い位置に床を有する建築物または建築物の部分で、居室、収納等の用に供するものをいう。
- (2) 対象建築物 地下室等の設置をする建築物をいう。
- (3) 地下室等の設置 新築、増築、改築、移転、用途変更および使用方法の変更により、地下室等を設置することをいう。
- (4) 建築主等 建築主、設計者、工事監理者および工事施工者をいう。

(区長および建築主等の責務)

第 3 条 区長は、対象建築物の建築主等に対し、浸水対策に関し必要な情報提供、啓発等を行うものとする。

2 区長は、対象建築物の建築主等に対し、必要な浸水対策を講じるよう求め、必要な指導を行うものとする。

3 対象建築物の建築主は、必要な浸水対策を講じるとともに、適切な維持保全に努めなければならない。

4 対象建築物の設計者、工事監理者および工事施工者は、対象建築物の敷地現況を十分に調査し、建築主と相談の上、必要な浸水対策を講じなければならない。

(浸水対策の実施等に係る届出)

第 4 条 対象建築物の建築主は、建築確認等の申請を行おうとする日（建築確認等の申請が必要でない場合は、地下室等の設置をしようとする日の 14 日前）までに、浸水対策の実施方法等について別に定める書面により届け出なければならない。

(浸水対策の変更の届出)

第 5 条 前条の規定により浸水対策を講じる旨の届出をした建築主は、当該浸水対策の内容を変更しようとするときは、その旨を別に定める書面により届け出なければならない。

(浸水対策の完了の届出)

第 6 条 第 4 条の規定により浸水対策を講じる旨の届出をした建築主は、当該浸水対策を完了したときは、その旨を別に定める書面により届け出なければならない。

(勧告)

第 7 条 区長は、対象建築物に十分な浸水対策が講じられないことにより重大な浸水被害を招くおそれがあると認める場合、当該対象建築物の建築主に対し、必要な浸水対策を講じるよう勧告することができる。

(指定確認検査機関への協力要請)

第 8 条 区長は、この要綱の施行に関し必要な事項について、指定確認検査機関に協力を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。